

第3章 施工・調達監理

3. 予備的経費

無償資金協力事業の「予備的経費」は、リスクの高い一部の国に限定して、2009年から試行的に運用されていましたが、2015年度からは、「施設建設」を伴う全ての無償資金協力事業と、「機材調達」を伴う一部の無償資金協力事業に、予備的経費の適用が拡大されています。

「予備的経費の支出等に関するガイドライン」「予備的経費の運用手順等に係るマニュアル（以下予備的経費マニュアル）」は以下のJICAWebサイトに示しています。なお、2009年からの試行的運用案件についても、2015年度以降は、特に断り書きのないものについては上記ガイドライン等に従う運用といたします。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_06.html

契約残金及び予備的経費の使用については、2015年4月調達ガイドライン以前の案件については、JICAの承認、2016年1月調達ガイドラインからは、JICAの確認・同意（concurrency）が必要となります（確認・同意様式については、以下のWebサイト参照）。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/consultant/concurrency.html

入札の際は、予備的経費マニュアルに基づき、単価合意を行う対象工種（原則レベル4）及び特定資材品目の決定、予備的経費マニュアルと合意方法が異なる場合の合意手順の設定、対象工種・特定資材の単価の合意、単価合意する工種等以外の工種の単価の確認を行います。受注者の提示する単価と設計単価が大幅に異なる場合、単価合意の前に、その原因の分析結果とともに、JICAに報告を行います。